

登録商標「NINA L'ELIXIR」無効審決取消請求事件：知財高裁
平成 24(行ケ)10336・平成 25 年 4 月 24 日(3 部)判決<請求棄却>

【キーワード】

商標法 4 条 1 項 11 号(他人の登録商標と類似する商標), 同法 4 条 1 項 15 号(他人業務の商品・役務と混同のおそれがある商標)

【事 実】

1 特許庁における手続の経緯等

被告(PUIG FRANCE/ピュイグ フランセ)は, 別紙【1】記載の構成から成り, 指定商品を「第3類 洗濯用漂白剤その他の洗濯用剤, 洗淨剤(煙突用化学洗淨剤を除く。), つや出し剤, 擦り磨き剤及び研磨剤, せっけん, 香料類及び香水類, 精油, 化粧品, ヘアローション, 歯磨き」(以下「本件指定商品」という。)とする国際商標登録第1044057号の登録商標(平成22年5月18日国際商標登録出願, 同年12月17日商標権の設定の登録。以下, この商標を「本件商標」といい, その商標登録を「本件商標登録」という。)の商標権者である。

原告(株式会社資生堂)は, 別紙【2-1】記載の構成から成り, 指定商品を「第3類 化粧品, せっけん類, 香料類, 歯磨き」とする商標登録第4671440号の登録商標(平成14年7月15日商標登録出願, 平成15年5月16日商標権の設定の登録。以下, この商標を「引用商標1」という。), 別紙【2-2】記載の構成から成り, 指定商品を「第3類 せっけん類, 歯磨き, 化粧品, 香料類」とする商標登録第1822150号の登録商標(昭和57年3月26日商標登録出願, 昭和60年11月29日商標権の設定の登録。以下, この商標を「引用商標2」という。), 別紙【2-3】記載の構成から成り, 指定商品を「第3類 せっけん類, 歯磨き, 化粧品, 植物性天然香料, 動物性天然香料, 合成香料, 調合香料, 精油からなる食品香料, 薫料」とする商標登録第1881500号(昭和58年3月2日商標登録出願, 昭和61年8月28日商標権設定の登録。以下, この商標を「引用商標3」といい, 引用商標1ないし3を併せて「引用商標」という。)の商標権者である。

原告は, 平成24年1月30日, 特許庁に対し, 本件商標登録を無効にすることについて審判を請求した(無効2012-680001号)。

特許庁は, 平成24年8月22日, 「本件審判の請求は, 成り立たない。」との審決をし, その謄本は同月28日原告に送達された。

2 審決の理由

審決の理由は別紙審決書写しのとおりである。すなわち, 本件商標登録は商標法4条1項11号及び15号に違反してされたものではないから, 同法46条1項の規定により無効とすべきものではないというものであり, その要旨は

次のとおりである。

(1) 商標法4条1項11号該当性について

本件商標は、「NINA L'ELIXIR」の構成全体がまとまりよく一体的に表されており、構成全体として一種の造語と理解されるものであり、「ニナレクシール」の称呼を生じ、特段の観念を生じない。

引用商標は、「エリクシール」の称呼を生じ、「錬金薬、万能薬」の観念を生ずる。

本件商標と引用商標とは、外観上明らかに区別でき、本件商標から生ずる「ニナレクシール」の称呼と引用商標から生ずる「エリクシール」の称呼とは、明確に聴別され、相紛れるおそれがなく、本件商標は格別の観念を生じないから、引用商標とは観念において比較することはできない。したがって、本件商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念のいずれの点においても相紛れるおそれのない非類似の商標というべきであり、この判断を左右するような取引の実情も見当たらない。

よって、本件商標は、引用商標とは類似しない。

(2) 商標法4条1項15号該当性について

本件商標と引用商標とが非類似の商標であることからすると、指定商品が共通し、取引者及び需要者が共通することを考慮しても、本件商標をその指定商品に使用した場合に、これに接する取引者、需要者がその出所について混同を生ずるおそれはない。

【判 断】

当裁判所は、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、審決に取り消すべき違法はないものと判断する。その理由は以下のとおりである。

1 取消事由1（商標法4条1項11号該当性判断の誤り）について

(1) 本件商標

ア 本件商標は、別紙【1】記載のとおり、「NINA」の文字部分と「L'ELIXIR」の文字部分を横書きして成るものであり、複数の構成部分を組み合わせたいわゆる結合商標と解されるものである。このような結合商標について、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されない（最高裁平成20年9月8日第二小法廷判決）。

イ これを本件商標についてみると、外観上、本件商標を構成する各文字の大きさ及び書体は同一の全角で、等間隔でまとまりよく一体的に表されており、「NINA」と「L'ELIXIR」の間に空白部分があるものの、その広

さは、半角程度にすぎず、全体として横に一行でまとまりよく表されているものであり、「L'ELIXIR」の文字部分だけが独立して見る者の注意をひくように構成されているということとはできず、まして、「ELIXIR」の文字部分だけが独立して見る者の注意をひくように構成されているということとはできない。

ウ これに対し、原告は、「ELIXIR」の文字部分が識別標識として強く支配的な印象を与え、全体から独立して看取される旨主張するが、以下のとおり、いずれも採用することはできない。

(ア) 原告は、本件商標「NINA L'ELIXIR」を構成する12文字のうち、「ELIXIR」の文字列が占める割合は半分の6文字にも及ぶことから、「ELIXIR」の部分が「L'ELIXIR」の部分の一部にすぎないものとして捉えられるとは考え難く、また、「ELIXIR」の文字列の前部に「'」の記号が配されていることも考慮すると、簡易迅速を尊ぶ取引の場においては、視覚的に「L」との結合性が否定され、「ELIXIR」の部分のみが印象付けられやすいと主張する。

しかし、「L'」は、フランス語の表記により、冠詞「Le」の母音字「e」を省略して代わりに「'」（アポストロフ）を表示し、後ろに来る語と結びつけて1つの単語として称呼するもので、エリズィヨンと呼ばれるものである（乙7・55頁、乙8・42～43頁）から、フランス語の文法を認識している者であれば、「L'ELIXIR」から「L'」を分離して「ELIXIR」のみを1つの単語として認識するということはない。また、フランス語の文法について知識のない者であっても、本件商標の「L'ELIXIR」の文字部分を視覚的に捉えると、「L」と「'」、と「'」と「E」との間隔は、その後続く「E」と「L」、「L」と「I」との間隔と同じであるから、「L'ELIXIR」を一体のものとして捉えるのが通常であると考えられる。

(イ) また、原告は、本件商標の実際の使用態様をみると、「NINA」と「L'ELIXIR」の文字とを分離して2段書きにするのに加え、下段の部分を「L'ELIXIR」の全て大文字ではなく、「L'Elixer」と表記していることを根拠として、本件商標の商標権者及び使用権者においても、「ELIXIR(Elixer)」を一つの独立した構成要素（単語）として捉え、本件商標中の「L'ELIXIR」の部分は、「L」と「ELIXIR(Elixer)」の2要素から成ると自覚していると主張する。

しかし、「NINA」と「L'ELIXIR」の文字とを分離して2段書きにしているからといって、「L'ELIXIR」の部分が「L」と「ELIXIR(Elixer)」の2要素から成ると認識することの理由にはならない。このことは、「L'ELIXIR」の全てを大文字ではなく、

「L' Elixir」と表記していても同じことである。

エ 以上のとおり、本件商標は、「L' Elixir」の文字部分あるいは「ELIXIR」の文字部分だけが独立して看取されることはないから、本件商標の「L' ELIXIR」の文字部分又は「ELIXIR」の文字部分が独立して、本件指定商品の取引者や需要者に対して、引用商標の商標権者である原告が本件指定商品の出所である旨を示す識別標識として強く支配的な印象を与えるものであったということはできず、他にこのようにいえるだけの事実は認められない。さらに、「NINA」の文字は、本件商標の指定商品に関連する一般的、普遍的な文字であるとはいえないから、「NINA」の文字部分に自他商品を識別する機能がないということはいえない。

このほかに、本件商標について、その構成中の「L' ELIXIR」の文字部分あるいは「ELIXIR」の文字部分を取り出して観察することを正当化するような事情を見いだすことはできないから、本件商標と引用商標の類否を判断するに当たっては、その構成部分全体を対比するのが相当であり、たとえ、引用商標が、本件指定商品の取引者や需要者の間で周知であったとしても、本件商標の「L' ELIXIR」の文字部分あるいは「ELIXIR」の文字部分だけを比較の対象として類否の判断をすることは許されないというべきである。

オ そうすると、本件商標は、構成全体として造語と解されるものであるから、特段の観念を生じないものといえる。もっとも、本件商標の称呼については、一般人であれば、我が国においてなじみのあるローマ字読みにするのが通常であると考えられるから、本件商標からは、「NINA L' ELIXIR」をローマ字読みにした「ニナレリクシール」の称呼を生じるものと認められる。

(2) 引用商標

引用商標1及び3は、別紙【2-1】及び【2-3】記載のとおり、「ELIXIR」の欧文字から成るものであり、引用商標2は、別紙【2-2】記載のとおり、「エリクシール」と「ELIXIR」を上下2段に書いたものである。

「ELIXIR」は、「錬金薬、万能薬」を意味する英語であるが、英単語として必ずしもなじみのある語ではなく、本件指定商品の取引者はさておき、本件指定商品の需要者において、「ELIXIR」が「錬金薬、万能薬」を意味するものとして一般的に認識されていることを認めるに足る証拠はないから、引用商標は、特段の観念を生じないものといえる。もっとも、引用商標の称呼については、一般人であれば、我が国においてなじみのあるローマ字読みにするのが通常であると考えられるから、引用商標からは、「ELIXIR」をローマ字読みにした「エリクシール」の称呼を生じるものと認められる。

(3) 本件商標と引用商標との類否

以上によれば、本件商標と引用商標は、いずれも特段の観念を生じないものであり、その外観、称呼において異なるものであることは明らかであるから、全体として類似する商標であるということとはできない。

(4) 原告の主張について

ア 原告は、本件商標が実際の取引において、「NINA」と「L'ELIXIR」の文字部分を2段書きにするとともに、「ニナ」と「レリクシール」の文字との間に十分なスペースを配した「ニナ レリクシール」なる態様をもって表示されている（甲5，49～53）として、本件商標は、構成全体がまとまりよく一体的に表されているとはいえない旨主張する。

しかし、原告の主張する本件商標の使用態様（甲5，49～53）を見ると、本件商標は、NINA RICCI社が販売する香水の名称として、香水を入れたボトルやパッケージに付されているほか、インターネットの宣伝広告やネットショッピングのサイトで使用されているところ、本件商標の構成全体から「Elixir」の部分を取り出してこれと他の商標との類否観察をすることを正当化するような構成にはなっていない。

すなわち、香水のボトルやパッケージに付された本件商標（甲5，49～53）は、りんごに1枚の葉が付いた形を模した図形の中に、筆記体で「Nina」と「L'Elixir」の文字部分を2段書きにしたものから構成されているが、「Nina」を構成する文字の大きさ（縦横の長さ）は、「L'Elixir」を構成する文字の大きさのほぼ2倍（面積にして約4倍）であり、「Nina」の部分が占める割合が「L'Elixir」の部分が占める割合と比べてはるかに大きく（面積にしてほぼ4倍）、中でも「Nina」の「N」がひときわ大きく表されている。このような態様は、「Nina」の部分が見る者の注意をひくものであるから、仮に、本件商標の構成部分を分離して他の商標との類否観察をするとすれば、「Nina」の文字部分を取り出して観察することは正当化され得るとしても、「L'Elixir」の文字部分を取り出して観察することが正当化されるものではなく、まして、「Elixir」の文字部分を取り出して観察することが正当化されるものではない。

また、インターネットにおける宣伝広告においては、「《ニナ リッチ》新しい愛の形 ニナ レリクシール新登場」、「ニナ リッチからニナ レリクシールを新発売いたします。」（甲51）等と表され、ネットショッピングのサイトにおいては、「ニナリッチ ニナレリクシール」（甲52）、「ニナ レリクシール オードパルファム30ML」（甲53）等と表されており、いずれも、「L'Elixir」に対応する部分は、「レリクシール」という一体のものとして表示されており、「Elixir」に対応する「エリクシール」を観察対象とすることを正当化するような構成にはなっていない。

いない。

イ 原告は、「ELIXIR」と他の文字との間にスペースを配して構成されて成る商標について、特許庁は、商標法4条1項11号に該当するとの判断をしている（甲6ないし9の各1～3）として、本件商標についてもこれと同様に、「NINA」と「L'ELIXIR」とに分離して認識されると認定すべきであると主張する。

しかし、原告の指摘する商標は、いずれも「ELIXIR」を構成部分とする結合商標であって、「L'ELIXIR」を構成部分とする本件商標とは異なるものである。また、前示のとおり、本件商標について、「ELIXIR」の文字部分のみが独立して看取されるということはない。

したがって、上記のような特許庁の判断があるからといって、本件商標の構成全体から「L'Ellixir」の文字部分を取り出してこれと他の商標との類否観察をすることが正当化されるものではなく、まして、「Ellixir」の文字部分を取り出して類否観察することが正当化されるものではない。

ウ 原告は、商標審査基準を指摘して、本件商標は引用商標と類似する旨主張する。

なるほど、商標審査基準改訂第7版（甲10の1）によれば、商標法4条1項11号について、「(6) 指定商品又は指定役務について需要者の間に広く認識された他人の登録商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は觀念上の繋がりがあ
るものを含め、原則として、その他人の登録商標と類似するものとする。
・・・」とされている。

しかし、上記基準が「類似する例」として挙げているのは、テープレコーダについて「SONYLINE」、「SONY LINE」又は「SONY /LINE」と「SONY」、化粧品について「ラブロリアル」と「L'OREAL」「ロリアル」、かばん類について「PAOLOGUCCI」と「GUCCI」等であり、これらは、例えば「SONYLINE」であれば「SONY」の部分は全体から独立して看取することができ、「ラブロリアル」であれば「ロリアル」の部分は全体から独立して看取することができるように、いずれも、「他人の登録商標」の部分が独立して看取することができるものである。これに対して、本件商標は、「NINA L'ELIXIR」の構成から成るものであり、「他人の登録商標」である引用商標の部分（「ELIXIR」の文字部分）が独立して看取することができるものではない。

そうすると、本件商標は、上記基準にいう「・・・他人の登録商標と他の文字又は図形等と結合した商標」には該当しないというべきであり、上記基準に基づいて類否判断をすべき場合には当たらないから、原告の上記主張は

理由がない。

(5) 小括

よって、原告主張の取消事由1は理由がない。

2 取消事由2（商標法4条1項15号該当性判断の誤り）について

(1) 前記1のとおり、本件商標と引用商標は、いずれも特段の観念を生じるものではなく、外観、称呼において異なるものであり、全体として類似する商標であるということはできないから、引用商標が、原告が製造販売する化粧品等を表示する商標として需要者の間において周知ないし著名であったとしても、本件商標は引用商標とは十分に識別できるものである。

また、前記1(4)のとおり、本件商標に係る取引の実情を見ると、前香水のボトルやパッケージに付された本件商標（甲5，49～53）は、りんごに1枚の葉が付いた形を模した図形の中に、筆記体で「Nina」と「L'Ellixir」の文字部分を2段書きにしたものから構成されているところ、更にこの図形の下に「NINA RICCI」との表示がされており（甲5，49，50）、当該香水がNINA RICCI社の販売する商品であることが明示されている。また、インターネットにおける宣伝広告でも、「《ニナ リッチ》新しい愛の形 ニナ レリクシール新登場」、「ニナ リッチからニナ レリクシールを新発売いたします。」（甲51）等と表され、ネットショッピングのサイトでも、「ニナリッチ ニナレリクシール」（甲52）、「ニナレリクシール オードパルファム30ML」（甲53）等と表されており、当該商品がNINA RICCI社の販売する商品であることが明示されている。

以上のような取引の実情を踏まえて本件商標を見れば、「NINA」の部分は、NINA RICCI社の社名から採ったものであることが容易に理解でき、その「NINA」の部分は、本件商標の構成全体の前半部分に配置されており、印象に残りやすいことから、本件商標を付した商品がNINA RICCI社の商品であることは、本件指定商品の取引者や需要者が容易に理解、認識し得るものである。

したがって、本件商標を本件指定商品に使用した場合、原告の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあると認めることはできず、他に、本件商標が他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるといえるだけの事実認められない。

(2) 原告の主張について

原告は、商標審査基準を指摘して、本件商標は出所の混同を生ずるおそれがあるものである旨主張する。

すなわち、商標審査基準改訂第7版（甲10の1）によれば、商標法4条1項15号について、「5 他人の著名な商標と他の文字又は図形等と結合した商標は、その外観構成がまとまりよく一体に表されているもの又は観念上の繋がりがあがるものなどを含め、原則として、商品又は役務の出所の混同を生ずる

おそれがあるものと推認して、取り扱うものとする。ただし、その他人の著名な商標の部分が既成の語の一部となっているもの、又は、指定商品若しくは指定役務との関係において出所の混同のおそれのないことが明白なものを除く。」とされているところ、原告は、本件商標は、実際の取引において、著名商標たる「E L I X I R」を構成中に含んでいると容易に把握されるものであり、また、本件商標の使用者もその事実を自覚しているものであるとして、本件商標は、上記基準にいう「指定商品若しくは指定役務との関係において出所の混同のおそれのないことが明白なもの」には該当しないと主張する。

しかし、たとえ、引用商標が、本件指定商品の取引者や需要者の間において著名であったとしても、前記のとおり、「E L I X I R」の文字部分のみが全体から独立して看取されるということではなく、本件商標の「E L I X I R」の文字部分が独立して、本件指定商品の取引者や需要者に対して、引用商標の商標権者である原告が本件指定商品の出所である旨を示す識別標識として強く支配的な印象を与えるものであったということとはできないから、原告の上記主張は、その前提において理由がなく、採用することはできない。前記1(4)で判示したところと同じ理由により、本件商標は、上記基準にいう「他人の・・・商標と他の文字又は図形等と結合した商標」には該当しないというべきであり、上記基準に基づいて類否判断をすべき場合には当たらない。

(3) 小括

よって、原告主張の取消事由2は理由がない。

3 取消事由3（本件商標登録の有効性判断の誤り）について

以上のとおり、本件商標登録は、商標法4条1項11号及び15号の規定に違反してされたものではないから、同法46条1項の規定により無効とすることはできないとした審決の判断に誤りはない。

結 論

以上によれば、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. はじめに

本件登録商標に係る文字標章は、「NINA」と「L'ELIXIR」の2つのフランス語から成るものであるが、このうち「NINA」は、“Nina Ricci”という著名なファッションデザイナーを思わせる語である。指定商品は第3類に属する商品である。そして、商標公報の商標権者の項には、「PARFUMS NINA RICCI」と記載されている。また、「称呼」としては、ニナレリクサー、ニナ、ニーナ、レリクサー、エリクサー、エリクシル、エリキシールが記載されている。

その出願日は2009年11月20日（EM）登録日は2010年4月2

8日（EM）であるところ、わが国への登録日は2010年12月17日である。

これに対し、原告が請求した審決の取消事由は、本件商標に対する登録無効事由の法4条1項11号と同項15号にあった。

2．商標法4条1項11号の適用について

裁判所は、本件商標のように2語から成る結合商標の場合にあっては、その構成部分の一部を抽出し、「その部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し、商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとして認められる場合やそれ以外の部分から出所識別標識としても称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されない。」（最高二小判 平成20年9月8日）と判示していることを引用したが、これはもし2つの構成部分のうちの一部語が「強く支配的な印象を与えるものと認められる場合には、その一部語を抽出して商標の類否を判断することができる」ことを示唆している。

すると、「NINA」という頭部語には、需要者に対する強く支配的な印象を与える能力はあるけれども、尾部の「L'ELIXIR」の語には独立したそのような能力は認められないことから、前記最高判が判示した原則が適用され、例外は認められなかったのである。ということは、本件商標と引用商標の類否判断をするときには、本件商標に係る2語の結合標章を分離せず一体のものとして観察し判断すべきであることになったのである。

また、裁判所はこの場合、引用商標が取引者、需要者間で周知であったとしても、本件商標の後半の文字部分だけを抽出して引用商標との類否判断をすることは許されないと説示した。

なお、筆者が付言すれば、商標の類否判断は時空を超えた離隔的観察法によらなければならない、対比的観察法ではないことに留意すべきである。後者の観察法は意匠の類否判断をする場合である。

3．商標法4条1項15号の適用について

裁判所は、前記のとおり、両商標は全体として類似する商標であるとはいえないから、「引用商標が、原告が製造販売する化粧品等を表示する商標として需要者間において周知ないし著名であったとしても、本件商標は引用商標とは十分識別できるものである。」と説示している。

また、取引の実情を踏まえて本件商標を見れば、「NINA」の部分は前記したNINA RICC I社の社名から採ったもので、その「NINA」部分は、「本件商標の構成全体の前半部分に配置されており、印象に残りやすいことから、本件商標の構成全体の前半部分に配置されて、印象に残りやすいことから、本件商標を付した商品がNINA RICC I社の商品であることは、

本件指定商品の取引者や需要者が容易に理解，認識し得るものである。」と説示した。

そうすると、本件商標は本件指定商品に使用したとしても、原告業務の商品と混同を生ずるおそれがあるとは認められず、他に本件商標が他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるといえるだけの事実は認められないと判示したのである。

すると、今回同時に発表したG - 169における「INTELGROW インテルグロー」事件の判決は、果たして妥当なのかとの疑問が出てくるから、読者におかれては両事件の判決理由について比較検討していただきたい。

なお、本件商標の商標権者は、平成23年4月7日に、PARFUMS NINA RICCIから、現在のPUIG FRANCEに移転しているのである。

〔牛木 理一〕

別紙

【1】 本件商標

NINA L'ELIXIR

【2 - 1】 引用商標1（登録第4671440号）

E L I X I R（標準文字）

【2 - 2】 引用商標2（登録第1822150号）

**エリクシール
E L I X I R**

【2 - 3】 引用商標3（登録第1881500号）

ELIXIR

[本 件 商 標 公 報]

(1 9 0) 【発行国】日本国特許庁 (J P)
(4 5 0) 【発行日】平成 2 3 年 1 月 1 3 日 (2 0 1 1 . 1 . 1 3)
【公報種別】国際商標公報
(1 1 1) 【国際登録番号】1 0 4 4 0 5 7
(1 5 1) 【登録日】平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日 (2 0 1 0 . 1 2 . 1 7)
(2 2 0) 【国際登録日】平成 2 2 年 5 月 1 8 日 (2 0 1 0 . 5 . 1 8)
(5 4 0) 【登録商標】

NINA L'ELIXIR

(5 0 0) 【商品及び役務の区分の数】 1
(5 1 1) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

Class 3

Bleaching preparations and other substances for laundry use; cleaning, polishing, scouring and abrasive preparations; soap; perfumery, essential oils, cosmetics, hair lotions; dentifrices.

(5 1 1) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務の訳 (参考) 】

第 3 類

洗濯用漂白剤その他の洗濯用剤、洗浄剤 (煙突用化学洗浄剤を除く。)、つや出し剤、擦り磨き剤及び研磨剤、せっけん、香料類及び香水類、精油、化粧品、ヘアローション、歯磨き

(8 2 1) 【基礎出願】

【出願番号】 0 0 8 7 0 2 5 8 1

【出願日】平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日 (2 0 0 9 . 1 1 . 2 0)

【国又は機関】 E M (共同体商標意匠庁)

(8 2 2) 【基礎登録】

【登録番号】 0 0 8 7 0 2 5 8 1

【登録日】平成 2 2 年 4 月 2 8 日 (2 0 1 0 . 4 . 2 8)

【国又は機関】 E M (共同体商標意匠庁)

(3 1 0) 【優先権主張番号】 0 0 8 7 0 2 5 8 1

(3 2 0) 【優先日】平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日 (2 0 0 9 . 1 1 . 2 0)

(3 3 0) 【優先権主張国又は機関】 E M (共同体商標意匠庁)

(7 3 2) 【商標権者】

【氏名又は名称】 PARFUMS NINA RICCI - Société par Actions Simplifiée

【住所又は居所】 3 9 , avenue Montaigne F - 7 5 0 0 8 PARIS (France)

【審査官】津金 純子

(5 6 1) 【称呼 (参考情報) 】ニナレリクサー、ニナ、ニーナ、レリクサー、エリクサー、エリクシール、エリキシール

【検索用文字商標 (参考情報) 】 N I N A L ' E L I X I R

【類似群コード (参考情報) 】

第 3 類 0 1 A 0 1、0 1 A 0 2、0 3 F 0 1、0 4 A 0 1、0 4 B 0 1、0 4 C 0 1、0 4 D 0 1、0 4 D 0 2、1 3 B 0 3